

＜定例研究会報告要旨＞

第 1691 回（10 月 1 日）

環境問題と協同組合

（協同組合経営研究所）河 野 直 践

環境問題への対応・対策は、生産者・消費者・行政等それぞれの立場からとられているが、その根本的解決策を考えるには、現在の経済システムが際限なき成長を目指していることへの反省、およびそれを変革するためのマクロ・ミクロ両面の課題の検討まで進まざるをえない。

消費サイドでは、これまでさまざまな環境保護運動が展開し、それが生産や行政サイドに影響を及ぼしてきた。今や、生産サイドの企業活動においても、「環境にやさしい商品」に表されるように、環境に配慮する姿勢はほぼ通念化している。しかし、私企業が経営的視点から脱却できない以上、その対応には自ずと限界がある。

現在必要とされるのは、自然人の環境保護要求に応えられる「人間の顔をした法人」である。ここで、協同組合が活用される可能性を検討しよう。

企業形態として株式会社と協同組合を比較すれば、前者が市場的功利性や利潤追求に、後者は多元的目標の追求に、相対的に適合している。しかし、株式会社を従来型の協同組合に置き換えれば環境が保護できる、というほど問題は単純ではない。

既存の協同組合の環境問題への取り組みの例では、有機農産物の「産消提携」運動の中に、昨今の価格破壊ブームを背景に、弱小産地の切り捨て、さらには「国際産直」への転進などに向かう動きも見られる。ここには、協同組合が市場的機能に傾斜した場合の限界が認められる。

これに対して、有機農産物の生産と消費を

非市場的に結合しようとする試みも存在する。福島県熱塩加納村農協、秋田県仁賀保町農協における地域内自給運動の例は、環境を考慮した自己充足的協同活動である。

さらに注目したいのは、生産者と消費者を一組織に巻き込む「混合型協同組織」がいくつか出現していることである。愛媛有機農産生協では、生産者と消費者が対等の立場で同一の協同組合に加入している（混合型協同組合）。

また、「(株)大地」のように株式会社形態をとりながら協同組合的な運営や事業の方式をとり入れるもの（協同組合的会社）、山口県の船方グループのように有限会社・株式会社のグループを協同組合が統合するもの（同人的会社）も見られる。ここでは、協同組合と株式会社の中間形態がとられ、メンバーシップ制販売と市場販売が併用されている。

これらの諸組織が協同組合形態を採用しない理由は、現在の協同組合法制が職能的区別と地域限定により消費者・生産者を分断する構造を有しているためである。すなわち、農協の場合、非農家は准組合員として差別されるし、生協の場合は、県域を越えられないという地域限定があるため、広範かつ無差別に生産者・消費者を結合させることはできない。

地域の自然環境の保全が、農山村住民と都市住民の協同によって実現されるものであるならば、これらの混合型協同組織の発展方策は十分検討に値する。

（詳細は、河野直践『協同組合の時代』日本経済評論社、1994 年、第 3 章、同「『みどりの風協同組合』と『混合型協同組合』の諸類型」『協同組合経営研究月報』1996 年 7 月号、を参照されたい。）

（文責・千葉 修）